

令和4年度 苦情解決公表

社会福祉法第82条の規定により、園では皆さまから寄せられた苦情・ご意見・ご要望等について、適切に対応し、その解決にあたります。苦情等およびその解決については、個人情報に関するものを除きホームページに公表し、保育園の改善に努めてまいります。

当園では、苦情受付窓口を設け、適切に対応し解決にあたります。
苦情受付窓口については、玄関横の壁に掲示してあります。

<苦情・ご意見・ご要望等>

申請日：令和4年11月7日
内容 お友達に手を出されることが続いている。顔に手を出されたので、我慢の限界である。相手の母親と直接話がしたい。
解決日 令和4年11月9日
経過・結果 母親から申し出があった翌日に、母親・園長・担任・主幹と話し合う時間を設けた。謝罪と園での様子やお家での様子を伺った。相手の保護者にも直接話し合いたいという希望があったことを伝えた。 お互いに色々な悩みがあり、直接話し合うことが解決にはならないと判断した。園では、2人のトラブルが減るように、他のお友達と関わる時間を多くなるように配慮する。児の保護者に話す内容がネガティブなものが多いので、園で楽しんでいた様子を伝える。また、児の話の前後等踏まえ、ネガティブな内容だけでないことを補足する。